

内閣委員會議録 第一号

昭和二十六年十二月十二日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 木村 公平君

理事青木 正君 理事船田 享二君

大内 一郎君 鈴木 明良君

田中 萬逸君 平澤 長吉君

本多 市郎君 松本 善壽君

山口喜久一郎君 山口六郎次君

千葉 三郎君 松岡 駒吉君

淺津 護守君 小平 忠君

出席政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

宮内庁次長 宇佐美 毅君

委員外の出席者

専門員 亀井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

十一月二十八日

委員立花敏男君辞任につき、その補

欠として加藤充君が議長の指名で委

員に選任された。

同月二十九日

委員加藤充君辞任につき、その補欠

として渡部義通君が議長の指名で委

員に選任された。

十二月五日

委員本多市郎君辞任につき、その補

欠として五島秀次君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十日

委員五島秀次君辞任につき、その補

欠として本多市郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十二日

委員渡部義通君辞任につき、その補

欠として深澤義守君が議長の指名で

委員に選任された。

十二月十日

財閥同族支配力排除法を廃止する法

律案(内閣提出第一号)

新聞出版用紙の割当に関する法律を

廃止する法律案(内閣提出第二号)

宮内庁法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三号)(予)

利根川開発法案(参議院提出、第十

回国会参法第一七号)

北上川開発法案(参議院提出、第十

回国会参法第二五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国政調査承認要求の件

財閥同族支配力排除法を廃止する法

律案(内閣提出第一号)

新聞出版用紙の割当に関する法律を

廃止する法律案(内閣提出第二号)

宮内庁法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三号)(予)

○木村委員長 これより会議を開きま

す。

本日は財閥同族支配力排除法を廃止

する法律案(内閣提出第一号)並びに

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃

止する法律案(内閣提出第二号)及び予

備審査の、宮内庁法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三号)を議題といた

します。

議題に入ります前にお諮りいたしま

すが、本会期中も国政調査をいたした

いと存じますが、調査事項その他は先

国会同様といたしたいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○木村委員長 御異議なければさよう

いたし、所要の手続をいたします。

○木村委員長 次に財閥同族支配力排

除法を廃止する法律案について、政府

の提案理由の説明を求めます。岡崎内

閣官房長官。

財閥同族支配力排除法を廃止する

法律案

財閥同族支配力排除法を廃止す

る法律

財閥同族支配力排除法(昭和二十

三年法律第二号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月

一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお

従前の例による。

3 総理府設置法(昭和二十四年法

律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六條第一項第十六号を削り、

同項第十七号を同項第十六号と

し、以下順次一号ずつ繰り上げ、同

條第三項中「第十八号から第二十

一号まで」を「第十七号から第二十

号まで」に改める。

○岡崎政府委員 それでは財閥同族支

配力排除法を廃止する法律案の提案理

由を御説明いたします。

御承知の通り財閥同族支配力排除法

は、財閥の人的連鎖を断ち切つて、財

閥を人の面から徹底的に解体させる目

的で昭和二十三年一月七日をもつて公

布施行された法律であります。この法

律に基く財閥関係役員に該当しない

ことの承認の申請、その他これに関連

した諸申請に対する承認は、この法律

によりまして、内閣総理大臣の権限事

項とされて、その審査事務は内閣総理

大臣の所管のもとに、昭和二十三年十

二月十五日までは、財閥関係役員審査

委員会及び同再審査委員会において行

い、昭和二十三年十二月十六日から、

内閣総理大臣官房のうちに財閥役員審

査課を置いて、これで行つて参りました。

わが国経済の民主化の一つの眼目で

ありました財閥の解体は、かくして本

年上半期に至りまして、資本の面から

も、人的の面からも、完全にその目的

を達成したものと認められるに至りま

したので、政府はそのときまでにすで

にその業務の終了を見ておりました持

株会社整理委員会廃止の措置をとるこ

ととして、総司令部官書の廃止に基い

て、持株会社整理委員会令を廃止いた

しました。この措置によつて財閥指定

者の経済活動に課せられていた制限は

全面的に解除せられました。これに

よつて財閥指定者と財閥同族者または

財閥関係役員との間に生ずべき不均衡

を是正するために、これらのものに課

せられていた就職制限等も解除する必

要が感ぜられたのであります。このた

めには財閥同族支配力排除法を廃止す

べきでありましたが、たゞ／＼国会開

会中でありまして、この法律の廃止に

ついて御審議を求めるとは實際上不

可能でありましたし、また一方前に述

べました不均衡の是正はできるだけ早

く行ふ必要がありましたので、次期国

会までの過渡的便法といたしまして、

とりあえずこの法律の施行規則を廃止

して、事実上就職制限規定の適用を免

れしめるといふ措置を講じて参つたの

であります。

以上の通りこの法律は、すでに所期

の目的を達成して不要となつておると

認められておりますので、この法律を

廃止するとともに、この罰則の適用に

ついては、この法律の廃止前にいたし

た行為に対するものについては、なお

その効力を存続させるべき必要あるも

のと認めてその規定を加え、あわせて

この法律に基く権限事項を総理府から

除くために、総理府設置法の一部を改

正せんとして提案いたしました次第でござ

います。

以上が提案理由の説明であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御

賛成あらんことを希望いたします。

○木村委員長 次に新聞出版用紙割当

に関する法律を廃止する法律案の提案

理由の説明を求めます。岡崎内閣官房

長官。

新聞出版用紙の割当に関する法律

を廃止する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法

律を廃止する法律

新聞出版用紙の割当に関する法律

(昭和二十三年法律第二百一十一号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

第四條第十八号を削り、同條第十九号を同條第十八号とする。

第五條第一項中「三局」を「二局」に改め、「新聞出版用紙割当局」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十五條第一項の表中新聞出版用紙割当局審議会の項を削る。

○岡崎政府委員 新聞出版用紙の割当制度は、昭和二十年十月二十六日付の連合軍最高司令官より日本政府あて覚書に基いて國內的措置がとられることとなり、臨時物資供給調整法に基く指定生産資材割当規則によつて統制の基本が定められ、具体的な割当の基準、方法等については、新聞出版用紙の割当に関する法律にこれを規定し、これが実施機関及び諮問機関として、総理府設置法により新聞出版用紙割当局及び新聞出版用紙割当局審議会が設置されたのであります。

政府は最近の国内経済の回復に伴つて用紙の生産事情が漸次好転し、需給関係が著しく改善されて参りました実情を見まして、去る五月一日より新聞出版用紙の割当統制の撤廃を実施して、用紙の面における新聞出版活動に

関する制限を除去し、言論出版を本来の自由な姿に復帰せしめた次第であります。

右の事情によりまして、不必要となりました新聞出版用紙の割当に関する法律をこの際廃止するとともに、総理府設置法を改正して、この法律の実施機関たる新聞出版用紙割当局及び新聞出版用紙割当局審議会を廃止したいと考えておるのであります。

以上が本法案の提案理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○木村委員長 次に官庁法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を求めます。岡崎内閣官房長官。

官内庁法の一部を改正する法律案

官内庁法の一部を改正する法律案 官内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一條の二中「皇太后宮職」を削る。

第一條の五を削り、第一條の六を第一條の五とし、以下第一條の九まで一條ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第一條第十六号中「皇太后宮大夫」を削り、同條第二十三号中「皇太后宮女官長」及び「皇太后宮女官」を削る。

別表第一中「皇太后宮大夫」を削る。

○岡崎政府委員 官内庁の機構は、官内庁法に、長官官房及び六つの部局が規定されておりますが、そのうち皇太后に關する事務をつかさどる皇太后宮職につきましては、先般の貞明皇后崩御に伴ひまして、それを存置しておく必要がなくなり、またその残務の整理も一段落いたしましたので、この際皇太后宮職を廃止する必要があると存ぜられる次第であります。

なお、皇太后宮職の廃止によりまして、当然皇太后宮大夫並びに皇太后宮女官長及び皇太后宮女官の職も廃止されますので、それらの職を削るよう、特別職の職員の給與に関する法律を、附則において改正する必要があると存ぜられる次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○深澤委員 資料についてちよつとお願いがあるのですが……財閥同族支配力排除法を廃止する法律案についての資料であります。財閥の解体が資本の面からも、人の面からも完全にその目的を達成したと提案理由に言われておりますが、審議に際しまして、その廃止の状況がわかりますような資料を明日の委員会に御提出を願うことを委員長からひとつお願いしていただきたいと思います。

○木村委員長 なお質疑はこれを後日に譲り、本日はこれにて散会いたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時五十分散会